

介護職員等特定処遇改善加算（見える化要件）

■介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年10月の消費税引き上げに伴い、介護職員等のさらなる処遇向上のために創設された加算です。介護人材確保の取り組みをより一層進化しつつ、経験・技能のある職員に重点化を図りながら現行の「介護職員処遇改善加算」に加えて行われるものです。

■主な算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること

※「見える化」要件・・・2020年度からの算定要件で、介護サービス情報公開制度や法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

■基本的な配分ルール

[平均賃金改善額]

- ・ ①経験・技能のある介護職員（原則勤続10年以上の介護福祉士等）は、②その他の介護職員（①以外の介護職員）の2倍以上とすること
- ・ ③その他の職種（①②以外の職種）（役職者を除く全産業平均水準（年収440万円）以上の者は対象外）は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

■上記の要件に基づき、社会福祉法人わかば会では、職員の処遇改善についての下記の通り取組を行っています。

1. キャリアパス

I. 福祉・介護職員の任用における職位、職責または職務内容等の要件、それによる賃金体系を就業規則等で規定し、職員に周知しています。

II. 福祉・介護職員の職務内容を踏まえ、各事業所や法人全体で内部研修や勉強会を実施していません。また、外部研修の情報提供と費用の援助を行うとともに、社会福祉協議会などにおいて開催される基礎研修や専門研修を活用して初任者、中堅、ベテランなどそれぞれのレベルに合わせた目標設定を行い、自己評価と事業所側の評価による振り返りを行っています。

III. 福祉・介護職員の勤続年数や経験年数、資格の取得によって昇給や資格手当の支給を行っています。

2. 労働環境・処遇の改善

- ・他産業からの転職者、中高年齢者等、経験者、有資格者にこだわらない幅広い採用を行っています。
- ・介護福祉士等の資格取得に向けた研修受講支援や、強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修等の受講支援を行っています。
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトの取り組みを行っています。またメンタルヘルスの取組として専門機関による定期的な相談窓口を設けています。
- ・福祉・介護職員の負担軽減のために、リフト等の介護機器等の導入を推進しています。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアルとの作成等を推進するため職員によって構成する委員会活動に積極的に取り組んでいます。
- ・タブレット端末やインカム等のICTの活用により業務量の縮減に取り組んでいます。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善に取り組んでいます。

3. その他

- ・非正規職員から正規職員への転換を行っています。
- ・職員の増員による業務負担の軽減に取り組んでいます。